3　障害者自立支援法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給決定障害者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額が、それぞれ、同項第二号中「指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（第三項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基準該当施設（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）から受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。）をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定療養介護医療等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第三号中「指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年」とあるのは「同年」と、「者が指定療養介護医療等」とあるのは「者が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基準該当施設（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）から受けた基準該当療養介護医療をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

4　障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者（同項の申請に係る障害者（同法第四条第一項に規定する障害者をいう。）にあっては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額については、同条の規定により定める額が、同条第二号中「補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（児童福祉法施行令の特例に関する経過措置）

第二条　第一条第一項の規定は、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（次項において「指定施設支援」という。）のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額について適用する。

2　第一条第二項の規定は、指定施設支援のあった月が平成二十三年七月以後の場合における障害児施設医療負担上限月額及び児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

（介護保険法施行令の特例に関する経過措置）

第三条　第二条第一項の規定は、介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等のあった月が平成二十三年七月以後の場合における高額介護サービス費の額について適用する。

2　第二条第二項の規定は、介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等のあった月が平成二十三年七月以後の場合における高額介護予防サービス費の額について適用する。

（障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置）

第四条　第三条第一項の規定は、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額について適用する。

2　第三条第二項の規定は、障害者自立支援法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。

3　第三条第三項の規定は、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

4　第三条第四項の規定は、障害者自立支援法第五条第十九項に規定する補装具の購入又は修理のあった月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

府　令

○内閣府令第三十一号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「うち石油」の下に「及び可燃性天然ガス」を加え、「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

第二十二条第十一号中「記名国債証券の交付」を「国債」に改め、同条第十四号中「第二十二条及び」を「第二十二条」に改め、「第十七条」の下に「及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項」を加え、「第三十四条第二項」の下に「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日（平成二十三年七月七日）から施行する。

○内閣府令第三十二号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「審判手続室」を「国際室」に、「三人」を「二人」に改め、「人事調査官一人」の下に「、監査専門官一人」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に係る国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

三　金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。